

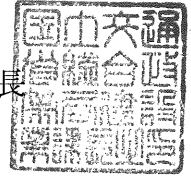


国 総 建 第 1 0 0 号

平成 1 9 年 6 月 2 9 日

(社) 日本電設工業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



建設業法令遵守ガイドラインについて

建設業においては、従来から、適切な施工能力を有しない、いわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在を始め、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係等の法令違反が問題となっており、このような状況下で、建設業に対する国民の信頼の回復、建設業の魅力の向上のため、建設業者が法令遵守を徹底することが求められております。

既に、一括下請負、技術者の不専任については「一括下請負の禁止について」及び「監理技術者制度運用マニュアルについて」が定められているところですが、不当に低い請負代金、指値発注、赤伝処理等の不適正な元請下請関係については、どのような行為が法令に違反するかを示した通達等が定められておらず、違法であるという認識のないまま法令違反行為が繰り返されている可能性があります。

「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」は、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定したものです。

貴会におかれましては、本ガイドラインの策定の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底方よろしく願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いいたします。

なお、本ガイドラインについては、今後、内容の充実を図っていくこととしますので、本ガイドラインにご意見等がありましたら下記にご連絡下さいますようよろしく申し上げます。

記

1. ガイドラインのホームページ掲載URL

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010702_.html

2. ガイドラインに対するご意見等の送付先

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省総合政策局建設業課 建設業法令遵守ガイドライン担当 宛

※ 電子メールはテキスト形式でお願いします

建設業法令遵守ガイドラインについて

—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—

平成19年7月2日

国土交通省

建設業においては、従来から、適切な施工能力を有しない、いわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在を始め、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係等の法令違反が問題となっており、このような状況下で、建設業に対する国民の信頼の回復、建設業の魅力の向上のため、建設業者が法令遵守を徹底することが求められております。

既に、一括下請負、技術者の不専任については「一括下請負の禁止について」及び「監理技術者制度運用マニュアルについて」が定められているところですが、不当に低い請負代金、指値発注、赤伝処理等の不適正な元請下請関係については、どのような行為が法令に違反するかを示した通達等が定められておらず、違法であるという認識のないまま法令違反行為が繰り返されている可能性があります。

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定されました。

本ガイドラインは、建設業者団体、各都道府県、各地方整備局等あて通知するとともに建設業者及び建設工事に関わる方々に幅広く周知することとしております。

なお、本ガイドラインについては、できるだけ多くの事例を対象にすることを考えており、今後、随時更新を重ね、充実させることとしております。

〈問い合わせ先〉

総合政策局建設業課 課長補佐 佐藤（内線 24715）

係 長 折坂（内線 24718）

係 員 北風（内線 24795）

（代表）03-5253-8111

建設業法令遵守ガイドライン（概要）

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

（１）建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の１０項目について、

ア 留意すべき建設業法上の規定を解説

イ 建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示（建設業法第２０条第３項）
2. 書面による契約締結
 - 2-1 当初契約（建設業法第１８条、第１９条第１項、第１９条の３）
 - 2-2 追加・変更契約（建設業法第１９条第２項、第１９条の３）
3. 不当に低い請負代金（建設業法第１９条の３）
4. 指値発注（建設業法第１８条、第１９条第１項、第１９条の３、第２０条第３項）
5. 不当な使用材料等の購入強制（建設業法第１９条の４）
6. やり直し工事（建設業法第１８条、第１９条第２項、第１９条の３）
7. 赤伝処理（建設業法第１８条、第１９条、第１９条の３、第２０条第３項）
8. 支払保留（建設業法第２４条の３、第２４条の５）
9. 長期手形（建設業法第２４条の５第３項）
10. 帳簿の備付け及び保存（建設業法第４０条の３）

（２）関連法令の解説として以下の内容を掲載

11. 関連法令
 - 11-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
 - 11-2 社会保険・労働保険について（社会保険等の強制加入方式）

（３）建設業の下請取引に関し留意すべき以下の関連条文等を掲載

- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（抄）
- ・ 建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会決定）
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（抄）
- ・ 建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準
（昭和 47 年 4 月 1 日公正取引委員会事務局長通達第 4 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（抄）